

様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）

	番	号
	年	月
都道府県知事（又は市町村長）（注 1）	殿	日
	総務大臣	印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 6 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第 8 条の規定により通知する。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

☐ 申請書に記載されたとおりとする。

☐ 一部修正の上、別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 のいずれかのとおりとする。

☐ 別紙 1 の 1（事業を行う者が市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものを除く。）、第三セクター法人（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

☐ 別紙 1 の 2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

2 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

4 補助金の交付の条件は、別紙2の1又は別紙2の2のいずれかのとおりとする。

☐別紙2の1（事業を行う者が市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものを除く。）、第三セクター法人（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

☐別紙2の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

別紙 1 の 1 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

市町村名又は第三 セクター法人等名 代表者指名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名 (注 1)	利用予定事業者名 (注 1)	サービスエリア (注 1)	
		市町村名 (注 1)	エリア内世帯数 (注 1)
(注 1)	(注 1)	(注 1)	(注 1)
事業の目的 事業の概要 (注 1)	(注 1)		

(千円)

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率			事業費 ①+②	財 源 内 訳	
				都道府県補助金① (注 2)	市町村の負担額② (注 2)
経 費 区 分	施設・設備費				
	用地取得費・ 道路費				
	合 計			()	

備 考

(注 1) 民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業(テレビ放送共同受信施設の設置を行うものに限る。)の場合、「利用予定事業者名」については「再送信するテレビジョン放送の数及び当該テレビジョン放送に係る一般放送事業者の名称」と、「エリア内世帯数」については「加入世帯数」と読み替えるものとする。また、「事業の目的」及び「事業の概要」は、地域イントラネット基盤施設整備事業を行う場合の

み記入し、この場合、「利用予定サービス名」、「利用予定事業者名」及び「サービスエリア」については記入を要しない。

（注２）地域イントラネット基盤施設整備事業を行う場合は、補助事業者が市町村の場合の「都道府県補助金」については「市町村補助金」と「市町村の負担額」については「第三セクター法人等の負担額」と読み替えるものとする。

別紙 1 の 2 （様式第 2 号関係）

補助事業の概要

都道府県名又は 市町村名 代表者氏名 (注 1)	(注 1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

国庫補助金申請額 事業費×補助率		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
合 計		

備 考

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

別紙 2 の 1（様式第 2 号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である市町村（以下「市町村」という。）に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (10) 市町村等に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ア 市町村等が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事（地域イントラネット基盤施設整備事業であって補助事業者が市町村である場合は、当該市町村の長。次号において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - イ 市町村等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ウ 市町村等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- (11) 前号により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 第10号により市町村等から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙 2 の 2 （様式第 2 号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は市町村（地方公共団体の連携主体にあつては、「都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村」とする。以下(10)及び(11)において同じ。）が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 都道府県又は市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 都道府県又は市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」
と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

備 考（注２）

（注２）地域イントラネット基盤施設整備事業（地方公共団体の連携主体が行う場合に限る。）の場合は、本変更承認申請書に係る変更後の国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記入する。

２ 変更を必要とする理由

３ 変更が補助事業に及ぼす影響

４ 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

様式第 5 号（第 9 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注 1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

（千円）

経 費 区 分	既施工部分額	未施工部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第 6 号（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注 1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印

」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注 1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印

」

と記載すること。

記

補助事業状況表

（千円）

経費区分	交付決定額 （ A ）	実績額 （ B ）	進捗率 （ B / A ） %	差 額 （ A - B ）	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合 計					